

仕様書

1 件名

介護保険訪問調査モバイル構築業務委託

2 履行期間

令和7年12月12日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

履行場所は、大村市（以下、「甲」という。）の施設のほか、受託者（以下、「乙」という。）の管理するデータセンター及びセキュリティ区画内の施設とする。

4 業務の目的

介護保険による訪問調査員の訪問調査から一次判定までの処理業務の効率化を目的とする。

5 業務要件

介護保険システム(MCWEL)のオプション製品である訪問調査モバイルシステム(MCWEL 訪問調査モバイルシステム V2)(以下、「モバイルシステム」という。)を導入し、介護保険システムとスムーズな連携を図り、訪問調査業務の効率化を行う。

訪問調査業務においては紙の訪問調査票の代わりに、タブレット端末画面上に表示される調査項目に入力を行う。

6 業務概要

別紙3「機器明細一覧」の調達を行い、モバイルシステムをセットアップすること。

なお、タブレット端末等は本市の基幹業務系ネットワークへは接続しない。連携用端末とタブレット端末のネットワークを構築し、連携用端末と介護保険システムの連携を行うようにすること。

7 実施計画

(1)スケジュール

ア 受注後、速やかに本業務のスケジュールを作成し、甲の承認を得ること。

イ スケジュールに従い、進捗管理を行うこと。

ウ 進捗に遅延が発生した場合は、必要な対策を報告すること。

(2)プロジェクト管理

ア 業務を効率よく実施できる体制を整えるために「プロジェクトマネージャー（プロジェクト全体を指揮するリーダー）」を配置すること。

イ 甲への連絡窓口は、大村市福祉保健部長寿介護課とする。乙から甲への各種連絡・報告は、必ず窓口を通して実施すること。

8 課題管理

課題管理については、甲へ依頼する作業も含めて乙が管理することとし、課題内容・対応内容・担当者・期限等を管理の上、甲へ報告を行うこと。

9 作業内容

(1)要件定義

ア 今回導入するシステム仕様についての資料を作成し、説明及び確認を行うこと。

イ 要件を整理し、要件定義書を作成すること。

(2)導入・検証作業

ア 別紙3「機器明細一覧」の機器を調達し、訪問調査用モバイル端末へのセットアップ作業を行うこと。

イ セットアップに際しては、事前に詳細なスケジュールを作成し、甲の業務に支障がないように実施すること。

オ セットアップ後の動作確認を行うこと。

(3)システムテスト

ア システムテストは、テスト環境にて実施すること。

イ モバイル端末及び介護保険システム(MCWEL) とのデータ連携、運用テストを行うこと。

(4)研修

ア 認定調査員及び本業務を行う職員に対し、操作方法等の研修を行うこと。

イ 研修方法については、甲と協議の上で決定すること。

(5)運用試験

ア 運用試験は、甲の環境にて実施する。

イ 運用試験は、甲が主体で実施するため、乙はその支援を行うこと。

(6)本稼働切替

ア 本稼働切替を行う際の計画書を作成すること。

イ 本稼働切替計画書に基づき実施すること。

10 留意事項

(1) 関連法規及び大村市条例を遵守すること。また、個人情報保護については、別紙1「個人情報取扱特記事項」を適用する。

特定個人情報保護については、別紙2「特定個人情報取扱特記事項」を適用する。

(2) 乙は、本業務において知り得た甲の機密事項（周知の情報を除く。）、稼働中の他システムの情報について、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならないものとし、守秘義務を遵守すること。

(3) 乙は、本業務の再委託を行う場合、事前に甲に報告し、許可を得た上で、再委託先についても自己が負う義務と同一の義務を書面にて課し、再委託先が当該義務を遵守することを甲に保証すること。また、再委託先が起こした問題及び損害については乙の連帯責任とし、問題の解決とその賠償責任を負うこと。

(4) 甲が提供する資料については、原則貸出しとし、特に指示がない場合は契約終了日まで返却すること。また、甲の許可なく当該資料の複写及び第三者への提供を行わないこと。

(5) 構築プログラムを含む成果物（納品物）について、構築後のシステムの運用開始日から起算して1年以内に瑕疵（プログラムのバグを含む設計段階にて考慮されていたものの実装されていない又は実現できていない機能）と認められる不具合が検出された場合、速やかに無償で修正することとし、乙の責任において迅速に対応すること。

また、瑕疵を修正するに当たって、運用中の業務に影響を与えないこと。ただし、契約不適合期間経過後であっても、乙に故意又は重大な過失があった場合、乙は甲に対してその責任を負うこと。

(6) システムを利用し甲から受け取り、又は受信し、処理・蓄積されたデータの所有権は、甲に帰属する。

(7) 仕様書の解釈に疑義が生じた場合、若しくは定めていない要件が発生した場合、甲と協議の上、対応を決定すること。

(8) 乙が開発作業、装置の据付作業等で甲の施設等を利用する場合は、甲と協議のうえ、必要な手続きにより承認を得ること。

(9) 訪問調査用モバイル端末の運搬費用及び運搬時の破損等にかかる修理費用は乙側が請け負うものとする。

11 納品物等

(1) 事前提出資料

受注後、速やかにスケジュールを提出すること。

(2) 納品物

ア 訪問調査モバイル機器（別紙３「機器明細一覧」に掲載）

イ ソフトウェア一式

ウ 作業報告書

(3)納品場所

大村市福祉保健部長寿介護課